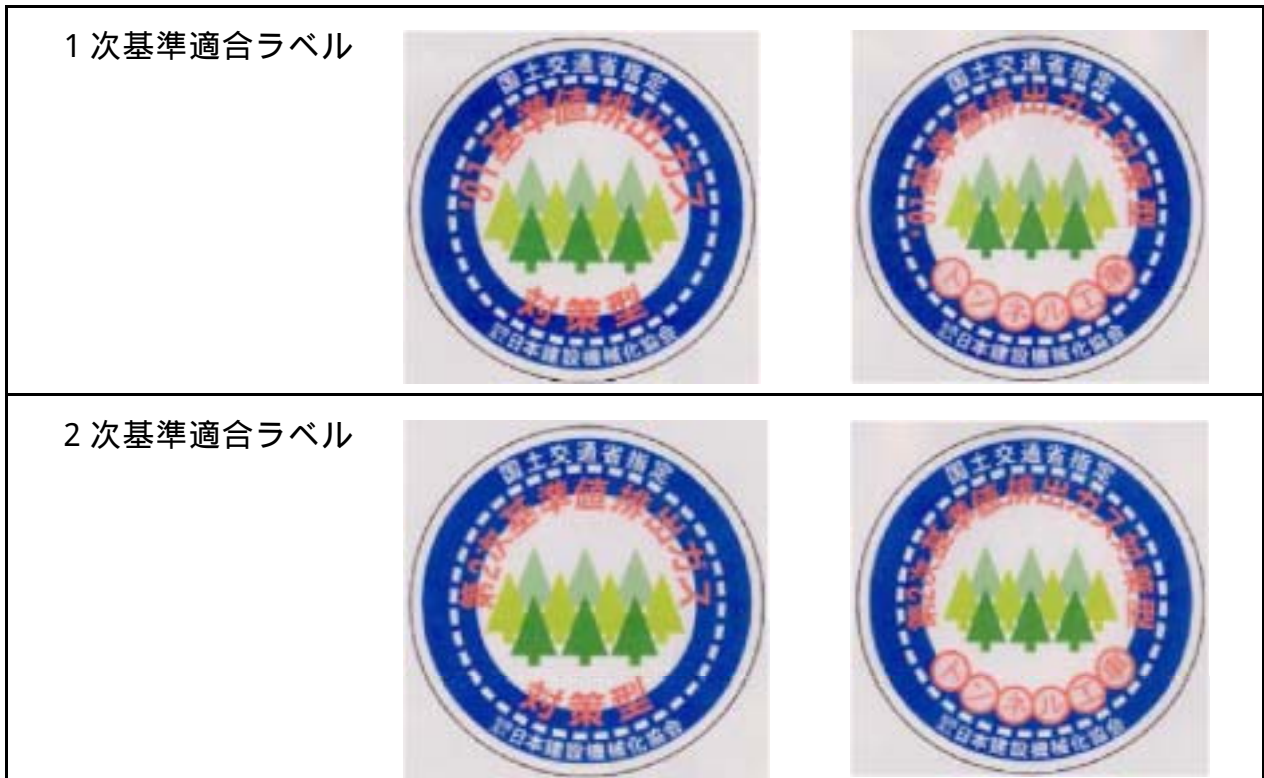


参考3

1 排出ガス対策型建設機械指定について

「建設技術に関する技術指針」に基づき国土交通省が定めた排出ガス基準を満たしたとして指定された建設機械であり、指定ラベルに「9 1 基準値排出ガス」と記載されているものについては1次基準値適合機械、「第2次基準値排出ガス対策型」と記載されているものについては2次基準値適合機械である。

この1次基準値、2次基準値どちらかのラベルが貼られていれば、排出ガス対策型建設機械である。



なお、排出ガス対策型建設機械として指定されている機械等の一覧は、国土交通省のホームページに掲載されているので参考としてください。

[<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyo/mic/mic.htm>]

2 道路運送車両法における排出ガス規制について

道路運送車両法における排出ガス規制車については、車検証の型式の欄に下記の記号が記載される。

排出ガス規制の識別記号

S A	定格出力が 19kw 以上 37kw 未満の原動機を備えた大型及び小型特殊自動車
S B	定格出力が 37kw 以上 75kw 未満の原動機を備えた大型及び小型特殊自動車
S C	定格出力が 75kw 以上 130kw 未満の原動機を備えた大型及び小型特殊自動車
S D	定格出力が 130kw 以上 560kw 未満の原動機を備えた大型及び小型特殊自動車

